

生 衛 第 6 号  
令和 7 年 4 月 1 日

(公社)岡山県医師会長  
(一社)岡山県病院協会

殿

岡山県保健医療部長

### 令和 7 年度大量調理施設の一斉点検の実施について

平素から、食品に起因する事故の発生防止につきましては、格別の御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年度から、病院等給食施設の一斉点検と大規模飲食店等に対する大量調理施設の一斉取締りを統合して実施しているところです。本年度も、次のとおり実施しますので、ご理解いただくとともに、貴会員への周知について特段の御配慮をお願いします。なお、本通知は、県保健所が医療機関等の関係施設へ立ち入る場合があることを周知するものであり、医療機関等からの報告を求めるものではありません。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを念のため申し添えます。

アドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/361/968491.html>

### 記

#### 1 実施期間

春期：令和 7 年 4 月 1 日（火）から 6 月 30 日（月）まで

秋期：令和 7 年 9 月 1 日（月）から 10 月 31 日（金）まで

#### 2 対象施設

- ・社会福祉施設の給食施設
- ・学校給食施設
- ・病院及び診療所の給食施設
- ・大規模仕出し・弁当施設
- ・大規模旅館・ホテル
- ・大規模飲食店

#### 3 実施方法

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年衛食第 85 号厚生省生活衛生局長通知）に基づき点検する。なお、300 食／回未満、かつ、750 食／日未満の食事を提供する施設については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成 9 年衛食第 201 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）に基づき点検する。

生 衛 第 6 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 医 療 部 長

令和 7 年度大量調理施設の一斉点検の実施について

平成 27 年度から、幼児、高齢者等食中毒ハイリスクグループに食事を提供する社会福祉施設等給食施設に対する一斉点検と不特定多数の者に食事を提供する大規模飲食店営業施設等に対する大量調理施設の一斉取締りを統合し、大量調理施設の一斉点検として実施しているところです。

つきましては、別添実施要領に従って、適切に実施していただきますようお願いします。

なお、本点検の監視目標件数達成率は、岡山県食の安全・食育推進計画で目標値としている 100%以上を原則に対応をお願いします。

また、保健医療部関係課長、子ども・医療部関係課長、教育庁保健体育課長、各県民局健康福祉部長、(公社)岡山県医師会長及び(一社)岡山県病院協会会長宛、別添のとおり通知していることを申し添えます。

## 令和7年度岡山県大量調理施設の一斉点検実施要領

### 1 目的

対象施設に対し、「4 実施方法」に沿って、食品の衛生的な取扱い、自主衛生管理体制の確立及び更なる衛生知識の普及啓発等について監視指導の強化を図ることにより、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るものである。

### 2 実施期間

春期：令和7年4月1日（火）から6月30日（月）まで

秋期：令和7年9月1日（月）から10月31日（金）まで

### 3 対象施設

- ・社会福祉施設の給食施設
- ・学校給食施設
- ・病院及び診療所の給食施設
- ・大規模仕出し・弁当施設
- ・大規模旅館・ホテル
- ・大規模飲食店

### 4 実施方法

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）に基づき点検する。なお、300食／回未満、かつ、750食／日未満の食事を提供する施設については、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）に基づき点検する。

### 5 留意事項

- (1) ノロウイルス食中毒防止対策の指導を強化すること。
- (2) 前年度までの不備事項の改善状況を確認すること。
- (3) 指導又は助言などを通じて意見を交換し、自主管理の向上等についてリスクコミュニケーションを図ること。
- (4) 指導事項、助言事項など特記事項を記録すること。
- (5) 学校給食施設においては、対象施設の衛生管理状況等に応じた点検を実施すること。

### 6 報告

期 限：（春期）令和7年7月10日

（秋期）令和7年11月12日

報 告 先：生活衛生課 食の安全推進班

報告方法：電子メールにより報告すること